

計画期間

平成28年度～平成37年度

倶知安町酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成28年5月

北海道倶知安町

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 肉用牛の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項
 - 1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置
 - 2 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

倶知安町の農業は、周囲を山岳で囲まれた豪雪地帯の厳しい自然条件を克服しながら、土地資源を有効活用し、地域性や立地条件に既応した営農を基本に展開してきた。中央部を流れる主流「尻別川」、支流「倶登山川」、「ポソクトサン川」、「砂利川」流域は水田地帯、山岳部は酪農地帯、比較的平坦な盆地は畑作地帯として、稲作、畑作、酪農を基幹として適地適作を進め、米、馬鈴しょ、小豆、大豆、小麦、てん菜等を中心に町の基幹産業として地域経済の発展に寄与している。

耕作面積は平成22年において田 756ha、畑 3,733ha、樹園地1haとなっており、水稲作付面積は260haで、耕地面積における畑作物の占める割合が大きくなっている。また、農業基盤の整備においては、昭和36年から国営、道営、団体営等各種事業が実施され、ほぼ農業基盤の安定が図られている。

農家戸数は185戸で、専業農家と第1種兼業農家が90%以上を占めている。しかしながら、近年、後継者のいない農家が増加しつつあるものの、畜産農家に関してはその多くについて後継者が確保されている等、長期的な経営が望める状況である。

このような中、農業をめぐる情勢は、生産資材の高騰や農畜産物価格の低迷、TPP協定大筋合意による更なる輸入農畜産物との競合が懸念されるほか、産地間競争の激化、また海外悪性伝染病の発生懸念など、環境問題や農畜産物の安全性に対する関心の高まりなど、依然として厳しさを増している。

そのため、町としては、畑作を基幹とし、酪農及び肉用牛の安定的な発展を期するためには、農畜産業を本町の柱として位置づけ長期的展望に立って効率的な経営構造の確立と生産性の向上を図るとともに、畜産物の生産・加工・流通を含めた衛生管理の強化や家畜防疫対策の徹底などを図り、今後とも増大する需要に応じて、生乳及び肉用牛の安定した供給を目指し酪農及び肉用牛生産の振興合理化に努める必要がある。

1. 経営・技術指標

酪農、肉用牛経営ともに就農支援資金の活用や就農研修に対する支援など後継者の育成確保などを積極的に進め、生産構造の強化、地域の活性化に努める。

また、休日の確保のために労働時間の改善、大規模経営による生産量の確保、離農の抑制や就農人口の維持のため、経営の法人化を積極的に進める。

さらに、女性や後継者など農業従事者の地位向上で適正評価が行える環境づくりに努める。特に農業労働の相当部分を担い、生活面においても大きな役割を果たしている女性については、経営の参画、家族協定の推進など適正な評価と地位向上に努める。

2. 畜産経営支援組織の育成

平成13年設立の「ようてい酪農ヘルパー利用組合」により、定期的な休日確保で労働時間が軽減されてきており、また、JA及び町の助成により、経費の軽減がされるなかで、ゆとりある酪農経営の実現を図る。

3. 公共牧場の利用

放牧利用、採草地の利用（採草地利用組合）により経費及び労働時間の軽減を図る。また広域利用（他町村の入牧等の受け入れ）を積極的に推進する。

4. 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発・普及

乳用牛については、乳検データ等を有効活用し飼養管理技術の改善、乳用牛の計画的更新、性別別技術・受精卵移植等の技術を活かし乳量及び乳質の向上等牛群の能力改良を推進する。

肉用牛については、優良繁殖雌牛の導入や性別別技術、優良精子の活用による資質の向上並びに飼養管理技術の向上により、市場性の高い肥育素牛及び優良な繁殖雌牛の生産に努める。

5. 家畜衛生及び畜産物の安全性の確保

食品の安全に対する消費者の期待に応え、安全な畜産物の生産を推進するため動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の適正使用に努める。

家畜疾病防止対策や畜産物の品質保持のための点検・巡回指導等を継続して実施するとともに、各農家でポジティブリスト制度関連、牛舎環境を記帳し、飼養衛生管理基準及び家畜排せつ物法の遵守に努め、また、家畜衛生管理施設の衛生改善に努める。

6. 堆肥の適正利用及び耕畜連携の取組

堆肥土壌分析を実施し、堆肥の適正施肥や肥料費削減等を推進するとともに、畜産農家が生産した堆肥を耕種農家が利用し、また、耕種農家が生産した飼料用米を畜産農家が利用する、環境に配慮した耕畜連携に取り組んでいく。

7. 飼料の生産及び利用

各農家で牧草、デントコーンを作付し、また、公共牧場での採草、預託放牧を実施することにより、自給飼料の確保に努める。また、植生改善の取組として飼料作物の収量調査及び植生調査を実施し、良質粗飼料の生産を推進する。さらに、飼料用米や野菜規格外品等未利用資源の活用も推進する。

8. 畜産クラスターの取り組み

地域の酪農及び肉用牛生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るため、ようてい農業協同組合が事務局となり、倶知安町を含むようてい農業協同組合管内の畜産農家を中心的な経営体とした「ようてい広域畜産クラスター協議会」を平成27年に設立し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を生産者、町、農協その他関係機関が一体となって推進する。

飼養規模の拡大、飼養管理改善への取組として、生産効率向上やコストの低減を図るための家畜飼養施設の規模拡大や先進技術の導入を推進し、その作業体系、技術等の情報提供を行うとともに、研修会等を開催することで、地域内の先進的モデルの実践例として地域への普及拡大を図る。また、各農家が動物用医薬品の使用や洗浄消毒状況などポジティブリスト制度関連項目や、牛舎環境を記帳し、飼養衛生管理の徹底に努める。

自給飼料生産の拡大への取組として、作業効率の向上を図るための飼料収穫等機械の導入を推進するとともに、植生改善を推進するための収量調査、植生調査を継続して実施する。

また、地域内の輪作体系を構築するための農地交換等取組による飼料作付面積の拡大や、飼料用米・野菜規格外品等未利用資源の活用を推進し、自給飼料の生産及び品質の向上を図るとともに、その生産・利用の拡大を通じ、低コスト化及び畜産物の生産拡大・高付加価値化を図る。

畜産環境問題への対応の取組として、堆肥を有効利用し、肥料購入に掛かる経費の節減を図るため、畜産農家が生産した堆肥を耕種農家が利用し、また、耕種農家が生産した飼料用米を畜産農家が利用するなど、耕畜連携による循環型農業の構築を図るとともに、土壌診断の実施による適正な施肥管理を推進する。

また、家畜排せつ物管理施設の適正な管理及び家畜排せつ物を適正な使用できるよう指導し、家畜排せつ物法及び飼養衛生管理基準の遵守の徹底に努める。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）					目標（平成37年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
北海道	倶知安町	頭 843	頭 532	頭 483	kg 7,596	t 3,669	頭 857	頭 541	頭 491	kg 8,000	t 3,928
合計		843	532	483	7,596	3,669	857	541	491	8,000	3,928

- (注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には、平成37年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成25年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
北海道	倶知安町	頭 82	頭 53	頭 0	頭 29	頭 82	頭 0	頭 0	頭 0	頭 120	頭 87	頭 0	頭 33	頭 120	頭 0	頭 0	頭 0
合計		82	53	0	29	82	0	0	0	120	87	0	33	120	0	0	0

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式
単一経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考		
	経営形態	飼養形態				牛		飼料						人									
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営				
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円/hr																
スタンション	家族経営	頭	ST	ヘルパー公共牧野	分離給与	(ha) 舎飼	kg	産次	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円/hr	
		50					8,000	3.5	フェシ-主体 4,200kg トクモコシ 5,770kg	29.0	個別完結	ビート パルプ	75.3	75	10	72.6	82.4	4,120	3,800	2,905	895	458	2,172

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要						生産性指標														備考			
	経営形態	飼養形態				牛				飼料						人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働			経営		
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	円																	
肉専用種繁殖経営(複合)	家族経営複合	頭	牛房群飼	公共牧野	分離給与	(ha) 舎飼	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
		30					12.5	24.0	去勢 8.0 雌 8.0	去勢 253 雌 235	フェシ-主体 4,200kg	4.3	-	飼料米	87.2	84	10	376,947	65.9	2,360	2,040	1,380	660	510
	家族経営複合	頭	牛房群飼	公共牧野	分離給与	(ha) 舎飼	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha		%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
		50					12.5	24.0	去勢 8.0 雌 8.0	去勢 253 雌 235	フェシ-主体 4,200kg	15.0	-	飼料米	87.2	84	10	336,033	50.4	3,100	2,210	1,450	760	590

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名	①総農家 戸数	②飼養農 家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当 り平均飼 養頭数 ③/②	
				③総数	④うち 成牛 頭数		
倶知安町	現在	戸 185	戸 12	% 6	頭 843	頭 532	頭 70
	目標	/	戸 12 (0)	/	頭 857	頭 541	頭 71
合計	現在	戸 185	戸 12	% 6	頭 843	頭 532	頭 70
	目標	/	戸 12 (0)	/	頭 857	頭 541	頭 71

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

生乳生産量の増加を図るため、次の取り組みを実施する。

- ・酪農ヘルパーの活用や、牛群検定情報の効率的な活用を行い、労働力軽減対策を通じた省力化の推進による経営体質の強化に努める。
- ・個乳定期検査を実施し、乳質改善による手取り乳代向上及び生産性の向上を図る。
- ・性判別精液の活用や海外の優良な受精卵の導入を推進し、家畜改良に取り組むとともに、飼養管理の改善を行い、乳量の向上及び乳質の改善を図る。
- ・自給率の向上や放牧等による自給飼料の活用拡大を図り生産コストの低減を行い、生乳の需給動向に即した計画的な生産を図る。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
				総数	肉専用種			乳用種等				
					計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
倶知安町	現在	戸 185	戸 3	% 2	頭 82	頭 82	頭 53	頭 0	頭 29	頭 0	頭 0	頭 0
	目標	/	戸 2	/	頭 120	頭 120	頭 87	頭 0	頭 33	頭 0	頭 0	頭 0
合計	現在	戸 185	戸 3	% 2	頭 82	頭 82	頭 53	頭 0	頭 29	頭 0	頭 0	頭 0
	目標	/	戸 2	/	頭 120	頭 120	頭 87	頭 0	頭 33	頭 0	頭 0	頭 0

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

飼養規模拡大を図るため、次の取り組みを実施する。

- ・1戸の農家について家畜飼養管理施設の整備を実施し、繁殖雌牛50頭規模まで飼養規模を拡大する。
- ・所得の確保・増大に向け、地域の営農条件に即した複合経営を形成し、繁殖牛の分娩期間の短縮や肥育素牛の飼養期間の短縮、事故率の低減、飼養管理の改善、粗飼料の有効活用などによる低コスト生産、出荷頭数の増加に努める。
- ・性判別精液の活用や海外の優良な受精卵の導入を推進し、家畜改良に取り組む、繁殖能力の向上を図り生産規模の拡大を図る。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	69.4%	75.3%
	肉用牛	74.5%	86.9%
飼料作物の作付延べ面積		477ha	481ha

2 具体的措置

- ・省力化機械を導入するとともに、飼料用米や野菜規格外品等未利用資源の活用を推進し、自給飼料生産に係る作業効率、飼料生産及び品質向上を図るとともに、自給飼料の生産・利用拡大を通じ、低コスト化及び畜産物生産拡大を図る。
- ・計画的な草地の整備改良、農地の流動化による土地の利用集積、公共牧場の有効利用、耕作放棄地の利用促進、転作田への飼料作物の作付け等、耕種部門との連携により、飼料生産基盤の充実を図る。
- ・優良草種品種の導入、栽培管理、収穫調整技術による単収の向上、草資源の一層の活用と生産コストの削減を図る。
- ・土壌分析を実施することにより適正施肥を推進し、また1番牧草及びデントコーンの収量調査及び植生調査等を行い、その調査結果を分析し植生改善に取り組み、良質粗飼料の生産の増加を図り飼料自給率の向上を目指す。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

集送乳体制合理化のため、ホクレンへの預託による合理的かつ安定的な集送乳体制を継続して推進する。また、抗生物質残留等の事故防止対策として治療牛のマーキング、治療履歴の記録、搾乳者への連絡等を徹底することや、自記乳温計により乳温を記録する等し、安全な生乳の生産に努める。

2 肉用牛の流通の合理化

肉用牛流通体制合理化のため、JAへの預託による合理的な集出荷体制を継続して推進する。また、性判別精液の活用や海外の優良な受精卵の導入等による資質の向上並びに飼養管理技術の向上により、市場性の高い肥育素牛及び優良な繁殖雌牛の生産に努める。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

担い手の育成のための措置として、酪農、肉用牛経営ともに就農支援資金の活用や就農研修に対する支援などを積極的に進め、生産構造の強化、地域の活性化に努める。

労働負担の軽減のための措置として、平成13年設立の「ようてい酪農ヘルパー利用組合」により定期的な休日確保が可能となっている。また、「俱知安町営花園育成牧場」による預託放牧の実施、採草利用（採草地利用組合）を継続して推進する。

(2) その他必要な事項

- ・畜産クラスターの取組について、「ようてい広域畜産クラスター協議会」で地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進する。
- ・土壌分析を実施し、適正施肥や肥料費削減等を推進する。また、畜産農家が生産した堆肥を耕種農家が利用し、耕種農家が生産した飼料用米を畜産農家が利用するなど、環境にも配慮した耕畜連携を推進する
- ・施設や畜産物の衛生について、関係機関による畜産農家への点検・巡回指導等を継続して実施するとともに、各農家でポジティブリスト制度関連、牛舎環境の記帳実施し、飼養衛生管理基準及び家畜排せつ物法の遵守を推進するとともに、家畜衛生管理施設の衛生改善に努める。
- ・各種イベント等での牛乳の試飲の実施や、地域内の婦人部による牛乳を使用した料理講習会の開催、他の道外への産地指定パックの販売等の活動を推進し、乳製品の消費拡大、PRを図る。また、飼料用米や野菜規格外品等未利用資源の活用を推進し、畜産物のブランド化を図る。